四　前三号に掲げるもののほか、市町村長が都市の再生を推進する観点から必要と認められる事業等を実施する者として、当該市町村長が指定したもの

（都市利便増進施設）

第十二条の九　法第四十六条第二十五項の国土交通省令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

一～十三　（略）

十四　民間事業者間の交流又は連携の拠点となる集会施設その他これに類するもの

十五　都市の居住者その他の者に有用な情報を把握し、伝達し、又は処理するために必要な撮影機器、通信機器、電子計算機その他これらに類するもの

（市町村都市再生協議会を組織することができる都市再生推進法人等に準ずる特定非営利活動法人等）

第五十七条　法第百十七条第一項第七号の国土交通省令で定める特定非営利活動法人等は、第十一条第二号から第四号までに掲げる者とする。

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十五号

特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）第六十五条第一項第一号ハ及び第二号ハ並びに附則第二十二条第一項第一号ロ(3)及び第二号ロ(3)の規定に基づき、特別会計に関する法律施行令第六十五条第一項第一号ハ等の益金等を定める省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

特別会計に関する法律施行令第六十五条第一項第一号ハ等の益金等を定める省令

1　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号。以下「令」という。）第六十五条第一項第一号ハの国土交通省令で定める益金は、次に掲げるものとする。

一　積立金から生ずる収入のうち、被害者保護増進等事業（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号。以下「法」という。）第二百十八条第二項に規定する被害者保護増進等事業をいう。以下同じ。）に係るもの

二　独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）第十五条第二項の規定による納付金

三　前二号に掲げるもののほか、自動車事故対策勘定の益金のうち被害者保護増進等事業に係るもの

2　令第六十五条第一項第二号ハの国土交通省令で定める損金は、次に掲げるものとする。

一　業務委託費のうち、被害者保護増進等事業に係るもの

二　自動車検査登録勘定への繰入金のうち、被害者保護増進等事業に係るもの

三　前二号に掲げるもののほか、自動車事故対策勘定の損金のうち被害者保護増進等事業に係るもの

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（自動車損害賠償責任再保険事業等に係る益金等）

第二条　令附則第二十二条第一項第一号ロ(3)の国土交通省令で定める益金は、次に掲げるものとする。

一　積立金から生ずる収入のうち、自動車損害賠償責任再保険事業等（法附則第五十六条の規定により読み替えて適用する法第二百十二条の二第一項に規定する自動車損害賠償責任再保険事業等をいう。以下同じ。）に係るもの

二　前号に掲げるもののほか、自動車事故対策勘定の益金のうち自動車損害賠償責任再保険事業等に係るもの

2　令附則第二十二条第一項第二号ロ(3)の国土交通省令で定める損金は、次に掲げるものとする。

一　自動車検査登録勘定への繰入金のうち、自動車損害賠償責任再保険事業等に係るもの

二　なお効力を有する旧自賠法（法附則第五十六条の規定により読み替えて適用する法第二百十二条の二第一項に規定するなお効力を有する旧自賠法をいう。以下この号において同じ。）第四十五条第二項（なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による返還金

三　前二号に掲げるもののほか、自動車事故対策勘定の損金のうち自動車損害賠償責任再保険事業等に係るもの

○国土交通省令第三十六号

鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）第一条及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第十四条の規定を実施するため、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

三　前二号に掲げるもののほか、市町村長が都市の再生を推進する観点から必要と認められる事業等を実施する者として、当該市町村長が指定したもの

（都市利便増進施設）

第十二条の九　法第四十六条第二十五項の国土交通省令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

一～十三　（略）

（新設）

（新設）

（市町村都市再生協議会を組織することができる都市再生推進法人等に準ずる特定非営利活動法人等）

第五十七条　法第百十七条第一項第七号の国土交通省令で定める特定非営利活動法人等は、第十一条第二号又は第三号に掲げる者とする。